

2013年7月30日

各位

株式会社りそな銀行

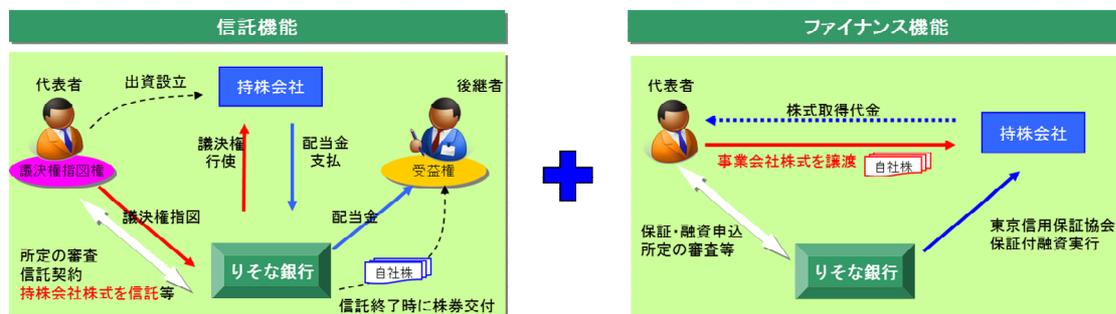
東京都政策特別融資「りそな事業承継」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）は、企業オーナーの高齢化を背景に中小企業の大きな課題となっている「事業承継」へのサポート強化を目的として、東京都中小企業制度融資の政策特別融資※「りそな事業承継」を創設し、7月31日（水）より、取扱いを開始いたします。

本制度融資は、当社の「自社株承継信託」を利用した場合に、保証協会の保証が付保された融資が利用でき、東京都から保証料の一部について補助が受けられることが最大の特徴です。

※ 東京都が金融機関から企画提案を募集し、選定した制度融資で、融資だけでなく、経営や販売のアドバイスなど金融機関が持つ独自の工夫やノウハウを活用した経営支援サービスを併せて提供する制度です。

【りそな事業承継の流れ】



- 代表者が主体となり、事業承継を目的とした持株会社を出資設立します。
- 当社の「自社株承継信託」を利用し、代表者から後継者に持株会社株式の財産権部分のみを移転します。代表者は持株会社の議決権行使の指図権を保持したまま、これまでと同様に経営権を維持します。(信託機能)
- 新設の持株会社が代表者から事業会社株式を取得するための資金を当社がご融資いたします。(ファイナンス機能)
- 信託期間終了時に、この後継者が持株会社株式の交付を受けることで、当初の計画通り経営者としての地位を承継します。(信託機能)

【りそな事業承継の概要】

資金使途	事業承継計画の実施に必要な事業会社の株式取得資金
融資限度額	一般保証枠 2 億 8,000 万円（うち無担保枠は 8,000 万円以内）の範囲内
融資期間	10 年以内 ※但し、自社株の管理信託契約期間内とする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）
信用保証料	保証協会の定めによる。東京都が保証料率 0.2%に相当する保証料を補助。
保証人	持株会社及び事業会社の代表者ならびに事業会社の連帯保証が必要です。
その他	事業会社の代表者が所有する持株会社の株式を信託財産として、受益者を後継者、議決権指図者を事業会社の代表者とする自社株承継信託の契約を取扱金融機関と締結することが必要です。

りそなグループでは、今後も「未来に 安心を つなぐ」独自の商品とサービスのご提供により、幅広くお客さまのご期待にお応えしてまいります。

以 上